

## 寒川浄水場排水処理施設更新等事業 実施方針等に関する質問への回答

平成14年10月18日

神奈川県企業庁

・平成14年9月17日（火）から9月19日（木）に受け付けた、寒川浄水場排水処理施設更新等事業 実施方針等に関する質問への回答を公表資料ごとに整理して記述してあります。  
・回答は、現時点の考え方を示したものであり、意見招請等により変更する可能性があります。最終的には、入札公告時に確定します。

・〔対象資料〕の欄中の記載内容は、それぞれ以下の資料を指しています。

実施方針 = 「寒川浄水場排水処理施設更新等事業 実施方針」  
添付資料 = 「寒川浄水場排水処理施設更新等事業実施方針 添付資料」1～12のいずれか  
業務要求水準書（案） = 「寒川浄水場排水処理施設更新等事業 業務要求水準書（案）」  
特定事業契約書（素案） = 「寒川浄水場排水処理施設更新等事業 特定事業契約書（素案）」  
落札者決定の考え方 = 「寒川浄水場排水処理施設更新等事業 落札者決定の考え方」  
実施方針等Q&A = 「寒川浄水場排水処理施設更新等事業 実施方針等Q&A」  
産業廃棄物中間処理指導指針 = 「神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針」  
参考資料集（案） = 「寒川浄水場排水処理施設更新等事業に関する参考資料集（案）」

・〔回答〕欄中次の法律については、それぞれ以下のとおり略称で記載しています。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 = P F I 法  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 = 廃掃法

・質問事項は質問者の記載のとおりを転載していますが、明らかな字の間違いは修正してあります。

実施方針に関する質問回答書

No	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者
1	実施方針	2	1 (1) カ	事業期間が20年間という長期にわたるため、事業期間中に施設の大規模修繕が必要になると考えますが、この大規模修繕業務は維持管理・運営業務を構成する修繕業務には含まれないと理解して宜しいでしょうか。	大規模修繕業務も維持管理・運営業務に含まれます。その必要性、具体的内容及び実施時期等の一切は提案によります。ただし、濃縮施設については、改造等を行わず従来の運転方法による限り、総合排泥池、濃縮槽等のコンクリート構築物（手摺、歩廊等を除く本体部分）の修繕は必要ないと考えています。（これらの構築物の修繕を含んだ提案は可能です。）なお、改造等により不具合が生じた場合は、事業者責任となります。	三井物産(株)
2	実施方針	2	1 (1) カ	「県企業庁に所有権を移転し」とありますが、SPC名義での所有権保存登記は不要という理解で宜しいでしょうか。また企業庁での登記の有無、所有権の移転に関連し発生すると思われる登録免許税・事業所税・不動産取得税等費用等の負担区分についても御教示下さい。	SPC名義の所有権保存登記は不要です。登記については、県企業庁で対応します。したがって、事業者には、登録免許税は発生しません。事業所税については、寒川町では課税されません。また、不動産取得税については、建設工事におけるSPCの発注形態により取扱いが異なります。詳しくは、実施方針等Q&A(Q19)を参照して、各自検討してください。	三井物産(株)
3	実施方針	2	1 (1) カ	脱水ケーキの所有権は誰にあるのでしょうか。また所有権が移行するのならば、どのタイミングで移行するのかご教示頂きたい。	廃掃法は、廃棄物の処理責任について規定したもので、産業廃棄物の所有権についての特段の規定はありません。 仮に所有権の帰属について、整理をすると、次のとおりと想定されます。 取水後、河川水の所有権は県企業庁に帰属することとなり、浄水工程で発生する汚泥についても県企業庁の所有となります。脱水ケーキについては、県企業庁と事業者間の合理的意図解釈として、PFI事業者が汚泥を脱水ケーキにしたとき（中間処理が終了した時点で）所有権が県企業庁からPFI事業者に移転すると解されます。	(株)UFJ銀行
4	実施方針	3	1 (1) ケ(ア)	新施設については、BTO方式とのことですが、事業者がかけなければならない保険についてご教示下さい。	第三者賠償保険の付保を条件とすることを考えておりますが、詳細については入札公告時にお示しします。	(株)日立製作所
5	実施方針	3	1 (2) イ	特定事業者の選定に当たって、定量的評価の際に使用される割引率は何パーセントを想定されているかご教示下さい。	PFI法第6条に規定されている特定事業の選定における割引率は特定事業の選定の公表の際に、入札時に提出していただく提案書に使用する割引率は入札公告時に、それぞれ提示します。	月島機械(株)

No	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者		
6	実施方針、別紙4	7	2	(3)	別紙4の汚泥の供給について、第1回(高濃度時)、第2回(低濃度時)とありますが、これはどのような状態の泥(休み明けの運転開始時の泥か、通常運転中の泥か、二次濃縮設備を通した泥か等)で、どの場所から採取した泥か、ご教示願います。	寒川浄水場排水処理施設における汚泥の流れは、総合排泥池 2号濃縮槽(重力濃縮) 1号濃縮槽(曝気槽) 二次濃縮槽(冬期のみ使用) 脱水機となっています。提供する汚泥は、2号濃縮槽から1号濃縮槽への移送管から採取するものです。第1回の提供は平成14年9月17日から20日に実施しましたが、この時期は年間を通じて比較的汚泥濃度が高い時期にあたります。これに対して平成15年1月に提供する汚泥は、これまでの経験から汚泥濃度が低くなる事が予想されます。ご質問の提供汚泥の状態ですが、排水処理施設は土日祝祭日は停止いたしますので採取日初日は運転開始時の汚泥で、2日目以降は通常運転中の汚泥と考えられます。しかし、汚泥の状態にはあまり変化は無いと考えています。	(株)荏原製作所	
7	実施方針、別紙4	7	2	(3)	別紙4の汚泥の供給について、第1回(高濃度時)、第2回(低濃度時)の2回汚泥の供給をいただきますが、比較のため、通常運転時(平均濃度時)の汚泥についても脱水実験を行い、高濃度時、低濃度時のデータと比較検証すべきと考えます。また、各汚泥について二次濃縮設備の前後の汚泥についても実験を行う必要があると考えますので、出来れば、通常運転時に汚泥をいただけないでしょうか。	別紙1参照	(株)荏原製作所	
8	実施方針	9	2	(4)	ア(オ)	技術管理者はSPCの社員として設置する必要がありますでしょうか、あるいはSPCの構成企業あるいは協力企業に設置していれば宜しいのでしょうか。	産業廃棄物処理施設の設置者たるSPCは、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、その支配下に専従の技術管理者を置かなければなりません。(廃掃法第21条第1項)	三井物産(株)
9	実施方針	9	2	(4)	ア(オ)	技術管理者はSPCに必ず設置されなければならないのでしょうか。維持管理業者等の委託先に帰属させることは可能でしょうか。	産業廃棄物処理施設の設置者たるSPCは、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、その支配下に専従の技術管理者を置かなければなりません。(廃掃法第21条第1項)	(株)UFJ銀行
10	実施方針	9	2	(4)	ウ	設計業務及び建設業務を実際に担当する者に関して「応募者の構成員であるか協力企業であるかは問わない」との記述がありますが、これは、設計業務及び建設業務を担当する者を審査時に選定の上、応募者の構成員か協力企業であることを明記した上で、資格審査をお願いするという理解で宜しいでしょうか。	御質問のとおりです。資格審査時に設計業務及び建設業務を実際に担当する者を御提示いただき、参加資格の確認を行います。	三井物産(株)

No	対象資料	ページ	項目			質問事項	回答	質問者
11	実施方針	10	2	(7)	ア	「・・・県企業庁は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、本件公表以外には使用せず、・・・」とのことですが、採用・不採用時の提案書公表の具体的な項目、内容についてご教示下さい。	提案書自体を直接公表することはありません。落札者決定の際、「提案審査講評」として提案の内容を公表するものです。ただし、提出いただいた提案書は入札に関する書類となり、公文書とされますので、情報公開請求の際には、提出者の意向を確認の上、公開の対象となります。	㈱日立製作所
12	実施方針、添付資料5	10				計画条件に関して：設備譲渡後、省エネルギー等の技術革新やその他の理由によって設備改善、追加が望ましくなった場合、県とPFI事業者のどちらが実施することになるのでしょうか。或いは、変更はあり得ないのでしょうか。	技術革新に伴う設備の改善や追加については、事業者の責任と費用負担による限り、実施していただいて構いません。（県企業庁が改善や追加を要求する場合は、県企業庁の費用負担となります。）法令変更に伴い設備の改善や追加が義務付けられた場合には、特定事業契約書（素案）第53条第2項、第66条、第67条及び別紙4に基づき対応することになります。	月島機械㈱
13	実施方針、添付資料5	10				計画条件に関して：将来の浄水処理において、凝集剤の変更（鉄系凝集剤、高分子凝集剤など）や高度処理の導入（活性炭、オゾンなど）によって処理汚泥の脱水性が極度に低下し、発生量の全量処理が困難になった場合、当初計画・実施していた発生土の有効利用が困難となった場合、県とPFI事業者のどちらの責となるのでしょうか。	排水処理が や の状態になったとき、その原因が浄水処理の変更など、明らかに県企業庁の行為と判明した場合には、県企業庁の責となります。しかし、河川水の水質の変化等、明らかに県の責とはいえない場合は、事業者は原因を調査し、業務要求水準を満たすように改善する必要があります。	月島機械㈱
14	実施方針	10	3	(1)		「脱水実験に使用した汚泥」に対し、運用期間中の汚泥の組成・性状が異なる場合や毒物・油等の浄水処理を停止する様な状況で生じる汚泥を受け入れるリスクの分担についてご提示願います。	脱水実験用に提供した汚泥の組成や性状は、必ずしも県企業庁が排出する汚泥の標準を示すものではありません。したがって、実際の運転期間中に汚泥の質が異なることは十分予想されますが、業務要求水準書（案）別表1及び別表2に示された量の範囲内において送泥される汚泥の受入に関するリスクは事業者の負担となります。 また、油等が流入しても、活性炭注入等により浄水処理を行った場合に発生する汚泥は上記の範囲内であれば事業者は受け入れなければなりません。ただし、河川が著しく汚染され浄水処理が不可能となった場合は不可抗力となりますので、その際のリスクは県企業庁の負担となります。	富士電機㈱
15	実施方針	10	3	(1)		本事業で受け入れる汚泥の量が計画汚泥量から変動するリスクの分担についてご提示願います。	業務要求水準書（案）の別表1及び別表2に示した範囲を超える場合のリスクは県企業庁の負担となり、上記範囲を超えない場合のリスクは事業者の負担となります。	富士電機㈱

No	対象資料	ページ	項目			質問事項	回答	質問者
16	実施方針	11	3	(5)	イ	サービス購入料のペナルティーによる減額の対象に新設設備等整備の割賦代金が含まれておりますが、見直されるお考えはありますでしょうか。	見直す考えはありません。別紙8で示したとおり、サービス購入料は、実施方針に定める事業範囲にかかるすべてのサービスを、事業者の責任により一体として提供されることに対する対価であるため、これらの債務については一体不可分であると考えております。したがって、減額対象はサービス購入料全体に対するものとなり、結果として割賦代金相当分に該当する部分にも及ぶことが考えられます。	富士電機(株)
17	実施方針	11	3	(5)	イ	特定事業契約書13条にも関係いたしますが、事業者による、合理的な改正に基づく変更の結果、得られる費用減少効果については、特定事業契約書 第3条2項の趣旨に沿って、事業者にも還元して頂く事のご検討は可能でしょうか。	設計変更による費用減少効果については、特定事業契約書(素案)第13条第5項及び第6項において、次のように定めています。設計変更により設計・建設に係る費用が減少した場合、県企業庁はサービス購入料を当該減少額相当分、減額させることができる。設計変更により維持管理・運営に係る費用が減少した場合、県企業庁は関係者協議会において協議の上、サービス購入料を当該減少相当分、減額させることができる。(実際の対応については、個別具体の事案毎に、その都度検討します。)なお、維持管理・運営期間中の工夫により、維持管理・運営費について費用減少効果があった場合、サービス購入料の減額はいたしません。	日本鋼管(株)
18	実施方針	11	3	(5)		「工事監理者」に制限はありますか(設計者、施工者とは別とする等)。	特段の定めは設けませんので、関係法令の規定に従って下さい。なお、工事監理者がグループ構成員あるいは協力企業であるか否かは問いません。	三井物産(株)
19	実施方針	11	4	(1)		建設期間中に事業用地以外の場所を一時的に使用する事は可能か。(建設資材置き場等)	不可能です。事業用地で資材置場等としてのスペースは充足できると考えますが、不足する場合は、事業者の負担で寒川浄水場の敷地以外の場所を確保してください。	富士電機(株)
20	実施方針	12	4	(2)		現状の土壌が汚染されていることが判明した場合は、企業庁の費用負担にて汚染処理して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	御質問のとおりです。	三井物産(株)
21	実施方針、特定事業契約書(素案)、実施方針等Q&A	12 15	4 3節 Q35	(3)	(イ)	「脱水ケーキを園芸用土等、セメント原料以外に再生利用することを可能とするため、業務要求水準書(案)に示す条件下において、脱水ケーキの含水率を35%以下とする脱水能力を有する施設の整備を必須条件とする」とのことですが、脱水ケーキを「園芸用土等」に使用するために35%を必ず満足すべき具体的な必要性・用途をご教示下さい。	他事業者へのヒアリング等を実施した結果、園芸用土の原材料として販売する場合、含水率を35%まで落とすことが必要であると判断しました。	(株)日立製作所

No	対象資料	ページ	項目			質問事項	回答	質問者
22	実施方針、参考資料集（案）	13	4	(4)	ア	「・・・排水処理施設の敷地内においては、脱水ケーキの加工及び販売は行えない。」との記載がありますが、脱水ケーキの加工とは具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。また、参考資料3の各社脱水実験結果から、脱水機のみでは含水率が大きい状況から破碎、乾燥の工程を追加する必要があると考えます。この破碎、乾燥工程は脱水ケーキの加工には該当しないと考えて宜しいでしょうか。	「脱水ケーキの加工」とは、具体的には、製品化するために他の原料を混合すること等を意味します。破碎や乾燥は、ここで言う「脱水ケーキの加工」には該当しません。なお、排水処理施設の敷地内で、販売のための袋詰等を行うことはできません。	(株)日立製作所
23	実施方針、添付資料7	13	4	(4)	ア	ケーキの再生利用の為の前処理として、新設施設内で脱水ケーキ破碎・造粒・篩い分け・混合（有効利用製品原料との）は行っても良いでしょうか。	脱水ケーキの破碎・造粒・篩い分けは行っていただいて構いません。ただし、有効利用製品原料との混合はできません。	月島機械(株)
24	実施方針	13	4	(4)	ア	「なお、排水処理施設の敷地内においては、脱水ケーキの加工及び販売は行えない。」とありますが、(1) 乾燥までの工程、または乾燥後の工程で造粒（添加剤有・無）程度の加工は認められますか。(2) 仮に脱水、または乾燥したままの状態でも販売できても販売は不可ですか。	乾燥工程又は乾燥後の工程における造粒は「脱水ケーキの加工」には含みませんので、実施していただいて構いません。ただし、製品化するための他の原料との混合はできません。また、仮に脱水又は乾燥したままの状態でも販売できたとしても、再生利用先の受入事業者が、排水処理施設の敷地内にある脱水ケーキを、トラック等の運搬車両で直接運び出す場合を除き、原則として販売行為は禁止です。排水処理施設の敷地内に店舗等を設け、不特定多数の相手に脱水ケーキを販売することはできません。 なお、廃掃法の取扱いについて、別紙2を御参照ください。	日立造船（株）
25	実施方針、参考資料集（案）	13	4	(4)	イ	「県企業庁は、総合排泥池および濃縮槽の老朽化に関する調査を行い、・・・公表する。」は、参考資料5-3機械設備修理履歴・修理予定表も関連するかと思います。ついては、参考資料5-3機械設備修理履歴において、頻繁に行われている修理の具体的内容を詳細に（本体構造を含む修理なのか、摺動部のメンテナンスなのか等）ご教示下さい。	参考資料5-3機械設備修理履歴・修理予定表に記載されている修理については、参考資料5-4電気機械設備点検保守基準抜粋にある点検で更新及び修繕が必要な箇所が見つかった場合に、予算計上し実施しているものです。その内容としては、一概にどの部分が頻繁に修理されているかは把握できていませんが、電気機械設備全般において更新及び修繕を行っているのが現状です。	(株)日立製作所
26	実施方針	13	4	(4)		現行の脱水方式により生産している脱水ケーキを参考用に少量分けていただくか、借用させていただくことは可能ですか？	別紙1参照	清水建設(株)
27	実施方針	14	8	(1)	ア	まず、脱水ケーキをグリーン調達品目として、環境省へ連名で申請することは可能でしょうか。	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における特定調達物品に関する環境省への提案についての御質問かと思いますが、その御趣旨であれば、契約締結以前での連名提案はできません。ただし、契約締結後については、事業者の提案内容次第では、連名提案の可否を検討します。	(株)日立製作所

No	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
28	実施方針、特定事業契約書（素案）	14	8、28条	(2)	生活環境影響調査は、廃棄物処理施設の申請を行うために実施するものですが、廃棄物処理施設の申請者は県企業庁と事業者の連名ですかどちらが単独ですか。	産業廃棄物処理施設設置許可及び産業廃棄物処理業許可の申請者はSPC単独です。	(株)日立製作所
29	実施方針	14	8	(3)	債務負担行為の設定が議会承認されない場合やその他、県企業庁側の事情で本特定事業が契約に至らなかった場合には、それまでに事業者側が負担した応札準備に掛かった費用を県企業庁側にご負担いただく事について検討の余地はございますか。	債務負担行為の設定が議会承認されない場合は、入札の実施ができません。その場合、準備に掛かった費用については各自負担してください。また、落札者の決定後、県企業庁から契約の締結を拒否することは入札制度上できませんので、落札者決定後に県企業庁側の事情で契約締結に至らないということは想定できません。 なお、実施方針添付資料5の注1「契約の当事者双方が原因によりそれぞれ分担する。」は、「契約の当事者がそれぞれ分担する。」に訂正します。	月島機械(株)
30	実施方針、実施方針等Q&A	14	8、Q22	(3)	議会の議決とは、企業庁の長期債務負担行為を承認するものであり、これにより事業期間のサービス購入費支払の上限額が決定されるという理解でよろしいでしょうか。その場合、応札者は事前に設定された債務負担額以内の価格提案を行なう必要があると考えられますが、同上限額については事前に開示されるのでしょうか？	前段については、御質問のとおりです。後段の債務負担行為設定額については、議案提出時において県企業会計予算議案として閲覧可能となります。また、入札説明書において、議決後の債務負担行為設定額に基づいた参考価格（入札予定価格の目安となる価格）を公表します。	三井物産(株)
31	実施方針	14	8	(1)	環境への配慮等にあたって、事業者が独自に補助金を受給申請してもよろしいでしょうか。	事業者の責任と費用負担で対応する限り構いません。なお、提案された内容は実現していただく必要がありますので、仮に補助金が交付されない場合でも、提案どおりの対応をしていただきます。	富士電機(株)
32	実施方針	14	8	(1)	排水処理施設が省エネ法対象施設となる場合、年次毎の改善に必要な設備投資は予め事業者側にて見込むのでしょうか。	御質問のとおりです。	富士電機(株)

実施方針 添付資料に関する質問回答書

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者
33	添付資料4			給水・排水に関して：新排水処理施設で使用する上水道は全て一般配水管からの有償給水となるのでしょうか。あるいは、直接浄水場から無償給水して頂けるのでしょうか。	排水処理施設で使用する水道水については、水道使用料を徴収いたします。（ただし、水道利用加入金は徴収しません。）別紙3参照	月島機械(株)
34	添付資料5			住民対応リスクにおいて施設建設上の住民同意(必要であれば!)は県企業庁の範囲として理解しますが宜しいでしょうか、御教示願います。	法的には住民同意を求められる施設ではありませんが、何らかの理由で施設の設置自体に住民同意が求められる場合には、県企業庁が対応します。ただし、法令等により施設の建設に際して住民説明が必要となる場合は、事業者対応となります。	(株)荏原製作所
35	添付資料5			施設瑕疵の10年は重大かしと解釈してよろしいでしょうか、ご教示願います。	「重大かし」が民法第634条第1項但書の「瑕疵が重要ならざる場合」との対比で用いられる意味を有するとの理解が正しいことを前提としますと、特定事業契約書第32条第2項で規定する瑕疵担保責任の存続期間の10年は「重大かし」には限定されないものと考えます。	(株)荏原製作所
36	添付資料5			施設に瑕疵が見つかった場合10年目までとは、施設はBTOで所有は県企業庁です。それ以降に運営期間中瑕疵を発見した場合の責任及び費用負担は県企業庁と理解して宜しいでしょうかご教示願います	県企業庁が10年目以降に瑕疵を発見した場合、瑕疵担保責任を理由に事業者に対して当該瑕疵の補修を請求することはありません。ただし、瑕疵担保責任とは関係無く、維持管理・運営期間中は原則として事業者の責任と費用負担で施設の補修を行っていただきますので、排水処理施設の補修費用は事業者負担となります。特定事業契約書(素案)第32条、第37条及び第40条を参照してください。	(株)荏原製作所
37	添付資料5			機器更新について不具合が発生した場合のリスクを事業者負担とありますが、その更新設備の所有を事業者にする事は、県企業庁の所有設備の上に事業者の担保設定を認める事は可能でしょうかご教示願います。	更新後の機器の所有権は県企業庁に帰属します。また、県企業庁の所有設備への担保設定はできません。	(株)荏原製作所
38	添付資料5			劣化によるものを事業者負担者とするとありますが、過大リスクを事業者に移転するものではないでしょうか。また、特定事業契約書(43)排水処理施設維持管理・運營業務には性能等の現状をそのままの状態に保ちと定義しています。現状をそのままとはどのような定義か具体的事例でご教示願います。そもそも水を含んだ汚泥を処理する設備は空気中の水分に依っても酸化現象で劣化します。すべての構造物は経年変化で劣化は起こります。そのものを事業者負担とする事は事業者の経営を不安定化する要因と考えます。再考を願います。	「現状をそのままの状態に保ち」とは、新設施設と濃縮施設の性能等を、業務要求水準及び事業者が提案書において自ら提案したサービス水準が達成できる状態に保つという意味です。したがって、業務要求水準や提案されたサービス水準を達成できる状態にある限りは、御質問にあるような経年劣化については、やむを得ないものと考えております。	(株)荏原製作所

N o .	対象資料	ページ	項目	質問事項			回答	質問者
39	添付資料5	2				施設瑕疵リスクにおいて施設に瑕疵が見つかった場合（10年まで）、事業者のリスク負担とあります。この瑕疵の具体的な定義をお教え下さい。	瑕疵とは、目的物の欠陥・欠点・不備を指し、その物が当然有すべき性質を有しないこと、取引上普通に要求される品質が欠けていることなど、不完全な状態を言います。	(株)荏原製作所
40	添付資料7					「加工」の定義とは、生成された脱水ケーキを製品化するために添加物等を加えることであり、脱水ケーキ生成過程での破碎、造粒、ふるいわけ等は「加工」にはならないという理解で宜しいでしょうか。	「加工」の定義については、御質問のとおりです。なお、排水処理施設の敷地内では、販売のための袋詰等はできません。	三井物産(株)
41	添付資料8、特定事業契約書（素案）	1、34	1、1	(2)、(2)	イ、イ	「維持管理・運営期間中のサービス購入料について、金利リスクは双方が、物価リスクは主として県企業庁が負うもの・・・」とするとのことですが、提案書の受け付けから事業運営開始まで2年半以上ありますので、運営初年度のサービス購入料について、提案書作成時の値との金利変動、物価変動についてどのように改定するのかご教示下さい。（保守管理費は契約時（提案書値？）の金額とありますが、他の項目（人件費、電気代・燃料費等）については提案書作成時との変動率により改定されると考えてよろしいでしょうか。）	提案書の受け付けから事業運営開始までの間の金利リスク及び物価リスクは事業者の負担とし、その間に金利や物価が変動しても、これを理由としたサービス購入料の見直しは行いません。	(株)日立製作所
42	添付資料8、特定事業契約書（素案）	3、15	140条	(4)	イ	保守管理費に関して、実施時期、費用を記載した長期修繕計画を事前に提出する一方で、サービス対価の支払いは「四半期毎に業務実施の確認が出来たものに対し、一括で支払う」とありますが、これは実際に役務が発生した時点での支払い(即ち事業者における修繕積立では発生しない)との理解で宜しいでしょうか。事業者において修繕積立を行なう場合、同積立金は課税対象となるため、提案価格(企業庁にとっての財政負担額)の増加に繋がります。	御質問のとおりです。保守管理に対するサービス購入料は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い支払います。したがって、原則として長期修繕計画どおりに保守管理（修繕を含む。）を行っていただきますが、計画変更が必要となる場合には、関係者協議会で協議することになります。	三井物産(株)
43	添付資料8	4	1	(4)	イ	脱水ケーキ再生利用量は、固形物発生量（含水率0%換算）で計測すると思いますが、どの工程部分で測定するかサンプリング数、含水率測定法等具体的測定手法が貴庁から提示されると考えてよろしいでしょうか、それとも応募者の提案内容に含まれるのでしょうかご教示願います。	測定箇所、測定方法等については、応募者の提案によります。記載項目等詳細につきましては、入札公告時にお示しします。	(株)荏原製作所
44	添付資料8	8	2	(2)	イ	(ウ)金利の改定 a調達金利の内訳で、「次に示す基準金利と提案されたスプレッドの合計とする。」とありますが、提案段階においては、応募要項等に提案用の基準金利が示されると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	入札時に提出していただく提案書に使用する基準金利は、入札公告時にお示しします。	(株)荏原製作所

No	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者
45	添付資料8、添付資料9	4、6～7		脱水ケーキ再生利用確認方法として、再生利用された脱水ケーキの量の確認・支払は、受け入れ先から提出された「受容れ証明書」によるものとする等の記載があります。一方、不法投棄、合法的最終処分場への搬入に対してはペナルティー条項が準備されております。このことは、再生利用先の入り口における量の確認のみでなく、再生利用先の中間工程、最終製品等に関しても再生利用に係る何らかのデータ提示を「ある期間毎」に要求される可能性があるかと理解すべきでしょうかご教示願います。	事業者が契約どおりに脱水ケーキの再生利用を行っているか否かについては、再生利用の受入先が発行する「受入証明書」によって確認します。したがって、御質問で言われているところの「再生利用先の入口」での確認となります。	(株)荏原製作所
46	添付資料9	4	2	(2) ア	サービスの購入料総額が減額の対象になるとの事ですが、事業者の資金調達が困難になる可能性があると考えられます。減額の対象を維持管理・運営費・再生利用業務費に限ることにするよう検討いただけませんか	月島機械(株)
47	添付資料9	2	2		サービスの購入料の減額対象が「新設施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息」を含めたものになりますと、資金調達が非常に困難となると考えられます。「新設施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息」部分を減額対象から外して頂くことは可能でしょうか。	三井物産(株)
48	添付資料10		4		「直接協定の協議開始前に融資契約がほぼ合意していること」とはどのようなレベルを指しているのでしょうか？	(株)UFJ銀行
49	添付資料11				御質問のとおりです。添付資料11は、主に技術的な審査に必要となる書類を一覧表にしたものです。御質問の内容に当たる資料についても提出していただく予定です。詳細は入札公告時にお示しします。	(株)荏原製作所

**業務要求水準書(案)に関する質問回答書**

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
50	業務要求水準書(案)	2 別表 1,2	2	(3)	固形物発生量 月平均・・・ 340ds-t/月 月最大・・・ 2500ds-t/月 年平均 ・・・4080ds-t/年 年 最大・・・7000ds-t/年とあ りますが、(1)本数値は、石灰 (助剤)が入っていない数値です ね?(2)参考資料集の排水処理実 績との整合性はどうなりますか?	(1)御質問のとおりです。 (2)実績値は、現行の施設におけ る過去の固形物処理量を示していま す。業務要求水準書(案)で示し た固形物発生量は、現在稼働中の排 水処理施設の問題点等を整理し、排 水処理業務が浄水処理業務へ影響を 与えないような安全性及び過去デー タの検証を行った上で、維持管理・ 運営期間中に必要と考えられる施設 能力を設定したものであるため、実 績値と比較して値が異なっていま す。	日立造船(株)
51	業務要求水準書(案)、 特定事業契 約書(素 案)、 参考資料集 (案)	2、別 表1,2  14、 32  14	2  38 条、  上 の 表	(3)	固形物発生量について、業務要 求水準書(案)に記載されている前提 条件及び特定事業契約書(素案)に 記載されている固形物発生量と、 参考資料に記載されている実績値に 差がありますが、特に月最大値の固 形物発生量は約4.4倍異なっており ます。 脱水機の能力設定にあたり、の 前提条件及び固形物発生量に記載さ れている月最大値の2,500ds-ton/月の 固形物発生量を計画条件とすること でよろしいでしょうか。脱水機の必 要日最大処理能力(ds-ton/日)とあ わせて教えて下さい。	計画固形物発生量は月最大値 2,500ds-t/月となります。脱水機の必 要日最大能力は、事業者が提案する 稼働計画により異なります。	大成建設(株)
52	業務要求水準書(案)	2、別 表1	2	(3)	別表1では、固形物発生量が月平均 340ds-t/月、月最大2500ds-t/月と記 載されていますが、参考資料集の参 考資料2-2排水処理実績(月別固形物 発生量(t-ds/月))は平均243.4最大 568.9(但し、実績データは1982年4月 ~2002年3月)となっています。特に 月最大で大きな差が生じていま すが、理由を教えてください。	実績値は、現行の施設における過去 の固形物処理量を示しています。 業務要求水準書(案)で示した固形 物発生量は、現在稼働中の排水処理 施設の問題点等を整理し、排水処理 業務が浄水処理業務へ影響を与えな いような安全性及び過去データの検 証を行った上で、維持管理・運営期 間中に必要と考えられる施設能力を 設定したものであるため、実績値と 比較して値が異なっています。	清水建設(株)
53	業務要求水準書(案)	3	3	(1)	「・・・汚泥の受入に当たっては、 浄水場と連絡を密にするとともに河 川の水質を考慮した施設運営を行う こと。」とありますが、汚泥および 脱水ケーキ全量受入の条件として、 浄水施設からの発生物として含有重 金属等の溶出は関係法規に関し問題 ないことが、担保されていると考え てよろしいでしょうか。また、何ら かの理由で受入を拒否することは可 能でしょうか。(河川事故等で汚染 された汚泥について拒否することは できますか。)	浄水場から送泥する汚泥に含まれ る金属等は、浄水場で注入するアル ミニウム(凝集剤)以外は、原水に 由来するものです。したがって、県 企業庁は、脱水ケーキから溶出する 金属等の量について、関係法規に関 して問題ないことを担保することは できませんが、県企業庁が自主的に 実施している脱水ケーキの溶出試験 結果を別紙4に示しますので参考に してください。 また、河川事故により油等が流入 しても、活性炭注入等により浄水処 理を行った場合に発生する汚泥は業 務要求水準書(案)別表1及び別表 2の範囲内であれば事業者は受け入 れなければなりません。ただし、浄 水処理が不可能な程河川が汚染され た場合は不可抗力となりますので、 その際に汚染された汚泥の処理リス クは県企業庁の負担となります。	㈱日立製作所

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
54	業務要求水準書（案）	4	3	(7)	機器製作仕様は、企業庁の定めたガイドラインに準拠する必要がありますか。	業務要求水準書に適合すれば結構です。なお、県企業庁で定めたガイドラインは存在しません。	富士電機(株)
55	業務要求水準書（案）	4		(4)	返送水に関して：業務要求水準書（案）4ページでは、「返送水中に懸濁物質、塩素消費物質（有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素）、汚泥の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれると、浄水場において薬品注入が追従できず処理に重大な支障を与えることになる。」と記載されていますが現状の返送水質はどうなっているのでしょうか。	脱水処理が良好に行われ、総合排泥池の汚泥界面が低く維持されている状況下においては濁度10度以下です。そして、これまでの経験から、濁度が10度以下であれば、浄水処理に支障を来すことは無いと考えています。 しかし、脱水処理が滞り、濃縮施設に汚泥が堆積するとキャリーオーバーを起こして返送水濁度が上昇し、浄水処理に支障を来すこともあります。業務要求水準書（案）の内容は、このようなことが起こらないように、適切な脱水設備規模の設定及び運転を行っていただくための記載です。	月島機械(株)
56	業務要求水準書（案）	4		(4)	ウ 給水した水道水の一部、或いは全量を返送水として、浄水場に返送しても良いでしょうか。	排水処理工程において水道水を使用する場合、その排水は総合排泥池に流入させてその上澄水を浄水場に返送しなければなりません。ただし、排水処理工程において使用した水を再利用することは可能です。 なお、事務所等で使用する生活雑排水は返送できませんので、下水道放流等適切に処理して下さい。	月島機械(株)
57	業務要求水準書（案）	4	3	(4)	高濁度時には、浄水処理が優先される為、総合排泥池から返送ピットへ、オーバーフローする事も考えられ、その場合返送水は濁度10度を超えてしまう事が十分予想されます。このような、上流側の如何なる操作に対しても、濁度10度以下を確保する事は困難ではないかと思えます。通常時は原水も低濁度ですので、返送水濁度を10度以下とする事は必要ですが、高濁度時には、そこまでの水準が必要なのでしょうか。ペナルティ事項に定められている事も有り、併せてその必要性をご質問させていただきます。	一般的に高濁度時の汚泥は沈降性が良く、これまでの寒川浄水場の経験からも、高濁度時に返送水が濁ることは考え難いと思われませんが、高濁度が予想される洪水期には総合排泥池の貯泥量を低く保つ等の措置は必要と考えます。 また、排水処理施設に送られた汚泥は浄水処理により分離された不要物であり、汚泥は排水処理施設内に長期間滞留しているため、河川水中の懸濁物質に比べて塩素消費量が多くなる可能性があるため、たとえ高濁度時であっても返送水の水質は10度以下に保つ必要があると考えています。 なお、県企業庁と事業者は、特定事業契約書（素案）第38条第3項に基づき、送泥計画に基づく送泥及び汚泥の受け入れの円滑化を図るための調整を行うこととしています。	日本鋼管(株)

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
58	業務要求水準書（案）	2、4	2、3	(4)、(6)	既存の脱水機棟の諸元（平面寸法、高さ、階数、延床面積）及び仕上げ材料（屋根、外壁、内壁、床）、構造仕様（柱、梁、基礎）についてご教示下さい。	<p>構造種別 鉄骨造</p> <p>建物規模 平面寸法 35.0m×27.0m</p> <p>階数 2階</p> <p>階高 2階 4.0m</p> <p>1階 4.6m、13.6m</p> <p>面積 2階 448.84㎡</p> <p>1階 975.62㎡</p> <p>1424.46㎡</p> <p>基礎形式 杭基礎</p> <p>使用杭 P C Ⅱ Ⅰ Ⅲ 300</p> <p>柱 H-350×350×12×19</p> <p>梁 X軸：H-400×200×8×13</p> <p>Y軸：H-390×350×10×16</p> <p>仕上概要 屋上 長尺鉄板折版葺き</p> <p>床 モルタル金ゴテ</p> <p>CHPL-4.5OP</p> <p>外壁 ALC版t=100</p> <p>リッ吹き付け</p> <p>内壁 ALC版t=100</p> <p>色セメント吹き付け</p>	清水建設(株)
59	業務要求水準書（案）	4	3	(7)	事業終了後の施設引渡し時における施設の必要最低機能項目は、どのように考えればよろしいでしょうか。	計画汚泥量を受け入れ、全量を含む水率35%以下の脱水ケーキとし、所定の水質にて上澄水を返送すること等、業務要求水準書（案）で求める排水処理施設の機能をすべて有していることが必要です。	富士電機(株)
60	業務要求水準書（案）	4、5		(7)、(14)	事業期間中、現在予見不可能な技術革新により、排水処理施設(新設施設・濃縮施設)が著しく陳腐化し経済性を有しない物となった場合、その維持・管理または事業期間終了後の運転水準を見直す可能性はありますか。	御質問のとおり状況となった場合は、見直す可能性はあります。	富士電機(株)
61	業務要求水準書（案）	5	3	(11)	本件事業は水道法による第三者への業務委託に該当しますか。該当するならば、「受託水道技術管理者」（法第24条の3第3項）の配置要件となりますか。該当するならば、「受託水道技術管理者」（法第24条の3第3項）の配置要件となりますか。ご教示願います。	本件事業においては、水道法による第三者への業務委託に該当しないため、水道法第24条の3第3項に規定する受託水道業務技術管理者の設置は必要ありません。	(株)荏原製作所
62	業務要求水準書（案）	別表1、2			本表で提示されている月間及び年間の固形物発生量が、頒布資料『寒川浄水場排水処理施設更新等事業に関する参考資料集』に記載されている排水処理実績（12、14ページ）と著しく異なるのは何故でしょうか？〔特に月最大の固形物発生量（2,500 t-ds）が最大月の排水処理実績（568.9 t-ds）に比べて4.4倍と大きい値となっています〕	実績値は、現行の施設における過去の固形物処理量を示しています。業務要求水準書（案）で示した固形物発生量は、現在稼働中の排水処理施設の問題点等を整理し、排水処理業務が浄水処理業務へ影響を与えないような安全性及び過去データの検証を行った上で、維持管理・運営期間中に必要と考えられる施設能力を設定したものであるため、実績値と比較して値が異なります。	株間組

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
63	業務要求水準書（案）、特定事業契約書（素案）	別表1、別紙			業務要求水準書の別表1及び特定事業契約書の別紙5の固形物発生量ですが、月最大2500ds-ton/月とありますが、「寒川浄水場排水処理施設更新等事業に関する参考資料集」の排水処理過去実績データをみても最大568.9ds-ton/月です。月最大2500ds-ton/月という値は余裕を考慮したものでしょうか。ご教示をお願いします。	実績値は、現行の施設における過去の固形物処理量を示しています。業務要求水準書（案）で示した固形物発生量は、現在稼働中の排水処理施設の問題点等を整理し、排水処理業務が浄水処理業務へ影響を与えないような安全性及び過去データの検証を行った上で、維持管理・運営期間中に必要と考えられる施設能力を設定したものであるため、実績値と比較して値が異なっています。	(株)荏原製作所
64	業務要求水準書（案）	別表1、別紙			固形物発生量の月平均及び月最大発生量の算出根拠を御教示願います。	業務要求水準書（案）で示した固形物発生量は、現在稼働中の排水処理施設の問題点等を整理し、排水処理業務が浄水処理業務へ影響を与えないような安全性及び過去データの検証を行った上で、維持管理・運営期間中に必要と考えられる施設能力を設定したものであるため、実績値と比較して値が異なっています。	(株)荏原製作所
65	業務要求水準所（案）	別図1			配置・設備フローに関して：新施設用地の整地後のグラウンドレベルは、どのように設定されるのでしょうか。	前面の道路のレベルに設定します。	月島機械(株)

特定事業契約書（素案）に関する質問回答書

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
66	特定事業契約書（素案）	3	1条	(43) (44)	<p>新設施設と濃縮施設の性能等の現状をそのままの状態に保ちとありますが、既存設備が原因でのトラブル発生は不可抗力の人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外と理解して宜しいでしょうかご教示願います。</p>	<p>濃縮施設は運転に支障のない状態で、事業者に引き渡しますが、維持管理・運営期間中に濃縮施設が原因で発生したトラブルについては、原則として事業者の責任において対処していただきます。ただし、濃縮施設のうち、総合排泥池や濃縮槽のコンクリート構築物（手摺、歩廊等を除く本体部分）の固有の原因により発生したトラブルについては、県企業庁の帰責事由による損害となります。</p> <p>なお、事業者のメンテナンスの不備、オペレーションミスにより、濃縮施設に損害を与えた場合は事業者の帰責事由となります。</p>	(株) 荏原製作所
67	特定事業契約書（素案）	3	1条	(44)	<p>定義として、自然的または人為的現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの（水準が定められている場合にはその水準を越えるものに限る）とあるが、汚泥水質においては取水及び浄水場と連動した水質である以上、水質汚染事故と活性炭の使用、取水不適物質の混入及び水量増加（現段階は数量は不明）は予見可能な範囲外と解釈し掛かる費用及び損害は県企業庁の負担と理解して宜しいでしょうかご教示願います。</p>	<p>御質問に記載の状況は原則として予見可能な範囲内に分類され、費用及び損害は事業者負担となります。ただし、過去に例がない規模の水質汚染事故等が発生した場合は個別に判断することになります。</p>	(株) 荏原製作所
68	特定事業契約書（素案）	1,2,3	1条	(7)	<p>既存管路とは、現在使用中の連絡管をいう。その連絡管の管理は事業者となっておりますが同条〔18〕（42）で示す「修繕」は適用範囲外と理解して宜しいでしょうかご教示願います。</p>	<p>責任分界点内のもは事業者の責任及び負担で修繕していただきます。実施方針 添付資料1 本件事業に関する用語の定義 施設関連用語概念図を御参照ください。</p>	(株) 荏原製作所
69	特定事業契約書（素案）	3	1条	(44)	<p>自然的または人為的な現象のうち予見可能な範囲外のものとは、浄水場建設及び運営実績の多い団体と少ない団体とでは基準が異なる恐れがある。通常予見可能な範囲とはどのような項目が明確にしていきたい。御教示願います。</p>	<p>各事業者により基準が異なることのないよう定義付けをしております。予見可能か否かはその事象及びそれを取り巻く状況により判断されるべきものであり、明示することはできません。</p>	(株) 荏原製作所
70	特定事業契約書（素案）	3	1条	(44)	<p>県企業庁より送泥される汚泥の品質に係る「水準」は示されるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>水道水にとって不要な物質を河川水中から除去したものの集合体が汚泥です。したがってその品質は河川の流量や水質、気象条件など様々な要因により決定されるため、水準を示すことは困難であると考えます。</p>	(株) 荏原製作所
71	特定事業契約書（素案）	3	1条	(44)	<p>不可抗力の豪雨とは、本浄水場排水処理施設に影響を及ぼす地域を含む豪雨と理解して宜しいでしょうかご教示願います。</p>	<p>不可抗力の豪雨とは、本浄水場排水処理施設に直接影響を及ぼす地域への豪雨をさします。</p>	(株) 荏原製作所

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者
72	特定事業契約書（素案）	5	5条 1、2項	「特段の規定がある場合」とありますが、具体的にはどのような場合でしょうか。又事業者は「財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力するものとする」とありますが、県企業庁殿より提供される支援にはどのようなものがあるのでしょうか。	質問前段について、例えば、特定事業契約書（素案）第13条第2項「県企業庁は、（中略）、その増加費用を負担する。」、同第24条第2項「県企業庁は、（中略）増加費用又は被った合理的な損害を負担する。」等が該当します。 質問後段について、県企業庁が財政上及び金融上の支援を提供することは有りません。	日本鋼管(株)
73	特定事業契約書（素案）	5	5条 2	事業者の努力によって、得られた財政上・金融上の支援により、もたらすメリットは県企業庁だけでなく事業者側にも享受されるべきものと考えますが、如何でしょうか。	御意見として承ります。 他の、例えば、技術的提案と同様に、県企業庁の負担軽減につながるよう努めていただく趣旨です。 なお、日本政策投資銀行の無利子融資 ( <a href="http://www8.cao.go.jp/pfi/h14_dbj_murishi.html">http://www8.cao.go.jp/pfi/h14_dbj_murishi.html</a> ) が受けられた際に発生するメリットは、事業者に還元されません。	月島機械(株)
74	特定事業契約書（素案）	5	9条 1項	許認可は事業者責任及び費用とありますが、神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針抜粋4-1-2処理能力は現在、規定は削除と記載されている。記載不要と理解してよろしいでしょうか、それとも、4-3-1計画処理量と計画性状の把握で示される汚泥の固形分の量あるいは含水量を持って処理能力の算定基礎とし提案者が自ら設定し事業者リスクと判断するのでしょうかご教示願います。	質問前段について、本指針の根拠規定（廃掃法施行規則第12条第2号）が削除されていることから、削除したものです。なお、処理能力については別の規定から判断されます。 質問後段について、御質問のとおりです。 なお、その際には湘南地区行政センター環境部との事前調整が必要となります。	(株)荏原製作所
75	許認可申請等の手引き	5	9条 1項	設置許可の対象となる施設の種類は汚泥の脱水及び乾燥施設と解釈し、本件の許認可に必要な施設規模（県産業廃棄物中間処理指導指針抜粋4-3-1）並び性状の分析及び計量（同指針抜粋5-1-6）は事業者の判断で許認可申請を決定するものと理解して宜しいでしょうか。	許可対象施設の範囲は処理工程により異なります。 湘南地区行政センター環境部との事前調整の中で整理されます。	(株)荏原製作所
76	特定事業契約書（素案）	6	10条	県企業庁にて実施される建設用地の地下埋設物の撤去はいつまでに行なわれるのでしょうか。	業務要求水準書（案）2(1)に記載のとおり、平成16年6月30日までに終了する予定です。	三井物産(株)
77	特定事業契約書（素案）	7	13条 2項	2項に「特別の理由があるときは、本件工事費の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更する事が出来る」とありますが、この事は、特別な理由がある場合には、増額、もしくは一部負担を県企業庁が負うと解釈して良いのでしょうか。	違います。 特定事業契約書（素案）第13条第2項の趣旨は、「県企業庁からの設計変更を要求した場合、県企業庁は増加費用を負担しますが、その際、工事費等の増減が発生しないよう（すなわち、工事費等の全体額を変更しないよう）調整（設計図書の変更）できます。」というものです。	日本鋼管(株)

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者
78	特定事業契約書（素案）	7	13条 5、6項	設計図書の変更により設計・建設に係る費用が増加した場合、増加分のサービス購入料は一括で支払われるのでしょうか。または事業期間中の均等按分になるのでしょうか。（サービス購入料が減少した場合もご教示下さい）	元金相当額の変更になるため、変更後の金額（増加及び減少の両方）で均等払いとなります。	(株)UFJ銀行
79	特定事業契約書（素案）	8	18条 1項	工事監理者は、事業者への出資者または応募者の構成員から選任することでもよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。事業者の判断に委ねます。工事監理者が出資者、グループ構成員あるいは協力企業であるか否かについては、特に制限を設けません。	大成建設(株)
80	特定事業契約書（素案）	9	21条	地元住民への事前説明は誰がどのように行なうのでしょうか。	産業廃棄物処理施設設置許可の事前手続きとして周辺住民等への周知が必要です。（産業廃棄物処理業許可申請等の手引きP12参照）これは、申請者であるSPCが計画実施してください。 具体的には、「産業廃棄物処理業許可等事務処理要領」に基づき、湘南地区行政センター所長あて、周知を図る地域を定め、説明会等の開催予定等を記載した「周知計画書」を、説明会実施後は、「周知結果報告書」を提出していただきます。 着工にあたっての事前説明等については、事業者が必要に応じて対応してください。	三井物産(株)
81	特定事業契約書（素案）	11	29条	事業者による試運転に使用する汚泥の供給は県企業庁の処理委託範囲と理解してよいか、また、その汚泥の法律上の排出者は県企業庁と理解して宜しいでしょうかご教示願います。	事業者による試運転については、新施設の建設業務として位置付けられております。その際必要となる汚泥については試験用資材として取扱ってください。試運転で発生した廃棄物は事業者が排出事業者として処理してください。	(株)荏原製作所
82	特定事業契約書（素案）	12	32条	瑕疵担保期間が10年と通常に比べて、長い期間の設定になっていますが、その理由をご教示下さい。	瑕疵担保責任の存続期間については、事業の安全性等が強く要請されること、請負契約の瑕疵担保責任の存続期間に関する規定である民法第638条第1項但書が存続期間を10年としていることから10年に設定しております。	日本鋼管(株)
83	特定事業契約書（素案）	12	32条	瑕疵担保責任に関して、施設・機器等で分類の上、個別に瑕疵担保期間(上限を10年とする)を設けることは可能でしょうか。	瑕疵担保責任の存続期間を施設・機器等に分類の上、民法の範囲内で個別に設定することは、可能です。入札公告時に最終案をお示しします。	三井物産(株)

No.	対象資料	ページ	項目		質問事項	回答	質問者
84	特定事業契約書（素案）	12	33条	1項	1項に「維持管理・運営仕様書には緊急時対応も含む」とあります。緊急時の対応につきましては、事前に県企業庁殿が保有する組織体制、運営等の資料のご開示、更には緊急時の他の事業体からの応援体制等の継承が可能か否かご教示下さい。	<p>特定事業契約書（素案）第33条第1項における括弧書きの部分は、通常時以外の対応をすべて含むものです。県企業庁においては、基本的に通常の組織体制で対応することから御質問の趣旨に対応する資料がすべてあるわけではありませんが、災害発生時の対応については次のとおりです。</p> <p>「水道局地震災害対策計画」及び「水道局風水害等災害対策計画」に基づき対応します。緊急時の際の相互応援団体には、7都県市、関東知事会、日本水道協会神奈川県支部に属する水道事業体等があり、協定・覚書により必要事項を定めております。</p> <p>なお、当該資料の開示は可能です。</p>	日本鋼管(株)
85	特定事業契約書（素案）	14、15	38条、41条		県企業庁は、別紙5の廃棄物を事業者へ送泥する＝処理委託、返送水は寒川浄水場に返送される上澄水と定義されています。別紙6の条件を充足しない返送水は県企業庁は受け入れを拒絶する。廃掃法から上澄水は処理委託に該当するのではと考えます。該当しないとすると別紙6に充足した上澄水は有価物対象と考える方が一般的と判断します。充足できない返送水を処理する目的で事業者は施設設置もしくは排水の放流先を下水放流等、確保する必要があるかご教示願います。	<p>本件事業のクローズドシステムによる返送水については、県企業庁からの汚泥のみを処理していること、無薬注の脱水処理を行い水については形質の変更を伴わないことから廃棄物に該当しないと考えます。</p> <p>上澄水については、下水道放流できません。返送水処理のための施設設置については事業者の提案に委ねます。</p>	(株) 荏原製作所
86	特定事業契約書（素案）	14	38条		別紙5に記載の汚泥を事業者へ送泥するとあります。事業者は産業廃棄物処理委託者となるが、本契約を構成する委託の数量及び種類を産業廃棄物管理票、A票を県企業庁が保管し事業者はその他の票をどのように保管発行するのか当局の見解をご教示願います。	<p>別紙5「事業活動に伴って発生する廃棄物を適正に処理するために」（抜粋）8産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を御参照ください。本件事業では、同抜粋資料17ページ記載の紙マニフェスト7枚綴りのフロー中左側の運搬業者が介入しませんので、第1次のB票は不要となります。右側については、脱水ケーキの処理方法によって異なりますので、必要な対応を取っていただきます。</p> <p>なお、本件事業については、廃掃法施行規則第8条の19第8号の規定に関わらず、マニフェスト処理をしていただきます。</p>	(株) 荏原製作所
87	特定事業契約書（素案）	14	38条	3項	県企業庁と事業者は本件事業が円滑に図れない状況において調整を図ると理解して良いか、その場合は関係者協議会を開催すると考えて良いか、また、本協議会を開催している期間は不可抗力等で規定されている最大協議期間日数には組み入れられないと理解して宜しいでしょうかご教示願います。	<p>特定事業契約書（素案）第38条第3項の趣旨は、「清掃等に伴う送泥計画の変更等に対し、送泥及び汚泥の受入れが円滑に行われるよう事前調整を行う。」というものです。</p> <p>また、御質問の円滑に図れない状態での調整、その際の関係者協議会の開催はいずれも可能です。関係者協議会の開催期間は、最大協議期間日数に含まれます。</p> <p>なお、御質問の場合、特定事業契約書（素案）第70条に規定されている期間の適用はありません。</p>	(株) 荏原製作所

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
88	特定事業契約書（素案）	15	43条		「生成した」脱水ケーキと第6条の「発生した」脱水ケーキの違いについて御教示下さい。	「生成した」と「発生した」は同義で用いています。「発生した」という表記に統一します。	三井物産(株)
89	特定事業契約書（素案）	17	51条		本条第3項において「第1項の規定は、事業者が、事業者の有する預金債権に対して金融機関その他の第三者に対して、債権譲渡、代理受領、質権及び担保権の設定その他の処分を行う場合にも準用する」とありますが、「預金債権」とは具体的に何を指しているか提示願います。また本項を適用する範囲を見直されるお考えはありますでしょうか。	債権者たる預金者の金融機関に対する金銭の払戻請求権のことであり、具体的には、県企業庁からのサービス購入料の振込口座や余剰金等の積立口座に対する払戻請求権を想定しております。 なお、預金債権に対する権利設定等は、その権利等が実行された場合に事業者の経営に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、適用範囲を見直す考えはありません。	富士電機(株)
90	特定事業契約書（素案）	19	56条	2	運営開始日前の解除について、新設施設の出来形部分を検査の上買い受け、違約金と相殺して決済することになっていますが、出来形部分の買い受け金額はどのように算出するのかご教示下さい。	建物については、出来形設計書により算出します。機械類については、原則として製作過程での出来形認定はできませんので、買受けはできません。ただし、機器単体が完成しており、かつ、引続き当初設計どおり用いられる見込がある場合は、個別評価により出来形認定を行える可能性はあります。	月島機械(株)
91	特定事業契約書（素案）	20	58条	1	県企業庁が支払遅延した場合、事業者から書面による催告をしてから6ヶ月後にならないと契約終了が出来ないとありますが、県企業庁から6ヶ月入金がない状態で、借入金の返済、維持管理等をすることは、困難と考えられます。催告から契約終了できる期間を短縮する措置が必要（例えば90日後）と考えますが如何でしょうか。	御意見として承ります。	月島機械(株)
92	特定事業契約書（素案）	20	58条	3項	県企業庁の債務不履行による契約終了に関し、の記載によれば、契約終了にもかかわらず事業終了年度まで事業者を存続しなければならず、また、資金面でも事業者側に著しく不利となるため、の記載は削除していただけないでしょうか。	選択肢の1つですが、仮に県企業庁がの方法を選択した場合でも、必ずしも事業者を存続させなければならないという必要性はないため、を削除する考えはありません。	大成建設(株)
93	特定事業契約書（素案）	20	58条	4	「...県企業庁が前項記載の金額以上に事業者に対して...は、「...事業者が前項記載の金額以上に県企業庁に対して...」が正しいと考えてよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。修正いたします。	月島機械(株)

No.	対象資料	ページ	項目		質問事項	回答	質問者
94	特定事業契約書（素案）	20	58条	4項	前項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものでなく、県企業庁が前項記載の金額以上に事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。とありますが「事業者が前項記載の金額以上に県企業庁に対して損害賠償の請求を・・・」の誤植と思われますが如何でしょうか。	御質問のとおりです。修正いたします。	(株) 荏原製作所
95	特定事業契約書（素案）	14	59条		法令変更による契約終了に関し、の記載によれば、契約終了にもかかわらず事業終了年度まで事業者を存続しなければならず、また、資金面でも事業者側に著しく不利となるため、の記載は削除していただけないでしょうか。	選択肢の1つですが、仮に県企業庁がの方法を選択した場合でも、必ずしも事業者を存続させなければならないという必要性はないため、を削除する考えはありません。	大成建設(株)
96	特定事業契約書（素案）	21	60条		不可抗力による契約終了に関し、の記載によれば、契約終了にもかかわらず事業終了年度まで事業者を存続しなければならず、また、資金面でも事業者側に著しく不利となるため、の記載は削除していただけないでしょうか。	選択肢の1つですが、仮に県企業庁がの方法を選択した場合でも、必ずしも事業者を存続させなければならないという必要性はないため、を削除する考えはありません。	大成建設(株)
97	特定事業契約書（素案）	22	61条	3項	「オペレーションマニュアル」とは、どのような内容の書類ですか。「その他の排水処理施設を維持管理・運営するために必要な資料」の範疇をお示しください。また、それは、維持管理・運営の成果品として移管する書類となるのでしょうか。ご教示願います。	オペレーションマニュアルとは、事業者が建設した脱水設備等の運転手順、通常の保守点検手順、故障時の対応方法など、施設を維持管理・運営していくために必要と思われる書類です。また、「その他の排水処理施設を維持管理・運営するために必要な資料」とは、事業期間終了後、県企業庁が施設の運転を引き継ぐ際に必要となる図面類、修繕履歴、設備の完成図書等を指します。 なお、これらは建設及び設備に関する付属書類と考えます。	(株) 荏原製作所
98	特定事業契約書（素案）	22	62条	(4)	契約上の地位の第三者への譲渡または株式が第三者へ移転された場合、借入（金融機関）との関係はどうなるのでしょうか？	詳細は金融機関と事業者の融資契約と金融機関と県企業庁の直接協定により定められます。特定事業契約書（素案）第62条第1項（4）に規定されている契約上の地位の譲渡は特定事業契約上の地位の譲渡を指します。特定事業契約とは別個の契約である融資契約に基づく金融機関に対する債務については、SPCと金融機関及び新たな事業者との別個の取り決めによるものと解されます。 また、株式の譲渡については、事業者の法人格が変わるものではないため、金融機関への債務はそのまま存続するものと理解していますが、上記と同様、三者間（SPC、金融機関及び新たなスポンサー）の別個の取り決めによるものと思われます。	(株)UFJ銀行

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
99	特定事業契約書（素案）、実施方針等Q&A	24	64条 Q22	1 (1) (2)	債務負担行為が議会で議決されていれば各事業年度の予算は、特定事業契約書で定められた県企業庁の支払金額を下回することは無いと理解でよろしいでしょうか。	地方自治法上、債務負担行為を設定した場合、その範囲内の金額は義務費となりますので、特定事業契約書に従った所要の支払額が歳出予算として措置されるものと考えております。	月島機械(株)
100	特定事業契約書（素案）	24	65条	2項	第65条2項の「保証」とは具体的にどのような「保証」でしょうか。詳細をご教示下さい。	特定事業契約書（素案）別紙9「保証書」に記載のとおり、事業者にかかる入札参加者がグループを結成している場合の代表者及び事業者の株主のうち県企業庁が適当と認める者（第65条第2項）が特定事業契約書の各条項に基づき県企業庁に対して負う債務のすべてを事業者と連帯して保証していただきます。	(株)UFJ銀行
101	特定事業契約書（素案）	25	70条		不可抗力は最大協議期間を発生した日から180日以内と定められています。それ以降は県企業庁が対処方法を通知するとは、本契約等の変更を含め本事業を継続する目的での費用負担は県企業庁の責任で実行すると理解して宜しいでしょうかご教示願います。	御質問のとおりです。ただし、県企業庁の判断で事業を継続するときは、不可抗力及び法令変更により生じた損害等の規定（第26条、第53条）が適用されるためすべてが免責される訳ではありません。また、事業を終了するときは、不可抗力による契約終了（第60条）の規定が適用されます。	(株)荏原製作所
102	特定事業契約書（素案）	34	別紙7	1	サービス購入料のうち、「施設整備費」部分については、所有権を県企業庁に移転しており、県はその役務を返済する義務が生じているものと考えられます。よってサービス購入料を全て一体で考えるべきではなく、モニタリングの減額対象からも施設整備費相当部分は除外されるべきではないでしょうか。	サービス購入料は、実施方針に定める事業範囲にかかるすべてのサービスを、事業者の責任により一体として提供されることに対する対価であるため、これらの債務については一体不可分であると考えております。したがって、減額対象はサービス購入料全体に対するものとなり、結果として割賦代金相当分に該当する部分にも及びことが考えられます。	(株)UFJ銀行
103	特定事業契約書（素案）	36	別紙7	(4) イ	保守管理費に対するサービス購入料は、提案された長期修繕計画に従い、四半期ごとに業務実施が確認できたものに対して支払うとありますが、当初の「長期修繕計画」と相違が発生した場合（金額、時期等）はどのように対応して頂けるのでしょうか。計画はあくまでも計画であり、実際は相違する可能性は充分考えられます。対応方法の詳細につきご教示下さい。	保守管理に対するサービス購入料は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い支払います。したがって、原則として長期修繕計画どおりに保守管理（修繕を含む。）を行っていただきますが、計画変更が必要となる場合には、関係者協議会で協議することになります。	(株)UFJ銀行
104	特定事業契約書（素案）	34～41	別紙7、8		別紙7の1(1)アで事業者の費用発生にあわせて支払うことを原則とあります。費用発生を施設建設費分及び固定的運営費分を含めた固定費と変動費に分け請求する提案とした場合、減額対象は変動費と理解して宜しいでしょうか。	サービス購入料は、実施方針に定める事業範囲にかかるすべてのサービスを、事業者の責任により一体として提供されることに対する対価であるため、これらの債務については一体不可分であると考えております。したがって、減額対象はサービス購入料全体に対するものとなり、結果として割賦代金相当分に該当する部分にも及びことが考えられます。	(株)荏原製作所

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者
105	特定事業契約書（素案）		別紙7 1 (3)	新施設及び濃縮施設の維持管理運営費のうち 電気代・燃料費等に用水は含まれるのでしょうか。ご教示願います。	含まれます。	(株)荏原製作所
106	特定事業契約書（素案）			契約の変更について規定されておられません、その手続きについて提示願います。	契約の変更については、関係者協議会での協議事項となります。	富士電機(株)

実施方針等Q&Aに関する質問回答書

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者
107	実施方針等Q&A		Q8	「コージェネレーションシステムの検討に当たっては、浄水場への売電も考慮していること。・・・仮にコージェネレーションシステムを設置する場合は、排水処理施設内でエネルギー収支が完結（売電等は不可）する提案としてください。」とありますが、矛盾していませんか。	矛盾していません。 「コージェネレーションシステムの検討に当たっては、浄水場への売電も考慮していること。」これは、基本構想時の想定をまとめた表記です。この結果を受け、排水処理施設においては、コージェネレーションシステムは省エネ率を達成できないので、直営で施設整備を行う際には導入しない旨判断し、提案に当たっての留意事項として、以下のとおり記載したものです。 「コージェネレーションシステムの評価については、報告書[概要版]に記載のとおりですが、仮にコージェネレーションシステムを設置する場合は、排水処理施設内でエネルギー収支が完結（売電等は不可）する提案としてください。」	日立造船（株）
108	実施方針等Q&A		Q12	産業廃棄物関連の許可を得るのはSPCでしょうか、SPCの構成企業あるいは協力企業でも宜しいのでしょうか。	廃掃法上の許可を得るのはSPCです。	三井物産株
109	実施方針等Q&A		Q18	「施設（備品および消耗品等並びに維持管理・運営期間中の新たな取得備品等も含む。）の所有権は、県企業庁に帰属します。」とありますが、維持管理・運営中に事業者が自ら持ち込んだ備品・用品・用具・工具・車両等も該当するのでしょうか。範囲をお示しください。	県企業庁が所有権を取得する範囲は、単なる消耗品や一時使用のため持ち込んだものを除き、排水処理施設において、業として用いるものをいいます。 したがって、排水処理業務に直接必要とならない備品、用品、用具、工具、車両等の所有権は事業者へ帰属します。	(株) 荏原製作所
110	実施方針等Q&A		Q19	詳細なる説明有難うございます。この回答内容で「SPCに不動産取得税は課せられない」と理解しましたがよろしいでしょうか。ご教示願います。	SPCと請負業者間の契約内容等により判断されるものと考えられます。 どのような契約とするかは、事業者の判断に委ねますので、弁護士・会計事務所等と検討してください。	(株) 荏原製作所
111	実施方針等Q&A		Q23	県企業庁破綻時、...制度的には一般会計から救済措置可能となっております」とありますが、具体的な県企業庁破綻時の県からの救済措置について契約に盛り込むことは可能でしょうか。	本件は地方公営企業法上で制度的に担保されていることから、特定事業契約書（案）に改めて規定する必要はないと考えます。	月島機械株

No.	対象資料	ページ	項目	質問事項	回答	質問者	
112	実施方針等 Q&A		Q33		<p>Q33では「脱水機棟の建設予定場所等が事業者提案によるため県企業庁は地質調査を行わない」とありますが、当該敷地内で何本かのボーリングを行なっておく必要はありませんか？なお、参考に隣接地にある水質センターの地質調査結果を有償頒布して頂きましたが、敷地が旧第1浄水場跡地ゆえ建設時の地質調査資料や基礎の図面が残っていれば御提示下さい。</p>	<p>Q33の答えの趣旨から県企業庁によるボーリング調査は行いませんが、事業者が自ら事前にボーリング調査を行うことは妨げません。 なお、旧第1浄水場建設時の地質調査資料は存在しませんので御提示できませんが、基礎図面等については、平成14年10月18日（金）から平成14年10月31日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日は除く。）の間、実施方針等に関する質問及び回答と合わせて閲覧することができます。（ただし、平成14年10月22日（火）は、実施方針等に関する意見交換会会場での閲覧となります。）</p>	清水建設㈱
113	実施方針等 Q&A、参考 資料集 (案)	14	Q42 2	3	<p>浄水場で注入された活性炭が混入した脱水ケーキの量は、各年度の固形物発生量合計(t-ds/年)のうちどの程度の割合でしょうか。また活性炭の最終注入時間からどのくらいの期間、脱水ケーキへの活性炭混入がみられるでしょうか。</p>	<p>活性炭注入時に排水処理施設に送られてくる汚泥には活性炭が含まれていますが、排水処理施設における汚泥の滞留時間は数週間あり、その間に活性炭を含まない汚泥と混ざり合っただけで徐々に脱水処理されていくため、活性炭が混入している脱水ケーキの量を正確に把握することは困難です。また、活性炭の注入を停止してからの影響期間についても、活性炭の注入量により異なります。実施方針等Q&amp;AのQ41に記載している「浄水場で使用する薬品の種類と使用実績」を参考にしてください。</p>	三井物産㈱

その他

No	対象資料	ページ	項目			質問事項	回答	質問者
114	落札者決定の考え方		2	3		2-3定量化審査では、1～6項目の合計により総合評価を行なうことになっていますが、各項目の配点はいつの時点で公表されるのですか？	入札公告時にお示しします。	清水建設㈱
115	産業廃棄物中間処理指導指針	11	4	1	5	新脱水機棟に対しては、「著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。（施行規則第12条の1）第5号」とありますが、県企業庁として具体的な制限値が設定されていれば御教示下さい。	県企業庁としての制限値はありません。	清水建設㈱
116	参考資料集（案）		参考資料1			二次濃縮槽は必ず使用する必要がありますか。また、二次濃縮槽のモジュールの寿命とモジュール薬品洗浄頻度をご教示ください。	二次濃縮槽の使用については提案に委ねます。県企業庁では、これまで年1回モジュールを交換してきており、薬品洗浄は行っていません。	(株) 荏原製作所
117						有効利用検討（植物培地試験等）の為に、相当量の無薬注の脱水ケーキは提供してもらえるのか。	現在、寒川浄水場には無薬注の脱水ケーキはありませんので、提供することはできません。	日立造船（株）